

# 塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年12月14日(火) 午後3時30分

場 所 第一委員会室

## 協議事項

- 1 あいさつ
- 2 第13回特別委員会協議内容について
- 3 協議事項
  - (1) 塩尻市議会推進組織について
  - (2) 塩尻市議会基本条例パブリックコメント等意見集約について
  - (3) 塩尻市議会基本条例(案)について(最終決定)
  - (4) 塩尻市議会基本条例議案提案について
  - (5) その他

## 出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	中原 輝明 君

## 欠席委員

なし

## 議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	青木 初美 君		

午後3時30分開会

委員長 それでは、本会議終了後お疲れのところ、ありがとうございます。ただいまより第14回塩尻市議会基本条例特別委員会を開催いたします。本来12月の1日にパブリックコメント終了後ですね、開催をする予定ではございましたが、駅前の起工式、また定例会初日ということ、それからパブリックコメント等で特に市民からの御意見等はありませんでしたので、本日に開催をさせていただきました。それでは議長ごあいさつのほう、お願いいたします。

議長あいさつ

**議長（塩原政治委員）** どうも皆さん、本会議を終わり、大変御苦労さまでございます。おかげさまで基本条例の提出できるところまでできたわけですけど、このことに関しまして、前回の議運、議会運営委員会にちょっと御相談申し上げたところ、まず数人の方から早すぎるんじゃないかとか、いろんな意見が出てきました。その辺は委員長がされると思いますけど、ここの4番の提案について、その辺のことも踏まえながらまた検討していただければと、そんなふうに思いますのでよろしくをお願いします。

### 第13回特別委員会協議内容について

**委員長** はい、ありがとうございます。それではですね、事務局から13回の特別委員会の経過の報告をお願いいたします。

**議事調査係長** それではお手元の資料No. 1をごらんください。第13回特別委員会協議内容。実施日時、平成22年10月25日月曜日、午前10時から午前11時21分。

1 検討事項及び内容。(1)行政側との条例案検討結果報告。10月に正副委員長及び正副議長により、行政側との意見交換を行った経過を報告。新旧対照表に基づき、変更ポイントの説明、質疑。

2 今後の進め方について。パブリックコメント実施。10月27日から11月26日の1カ月。11月24日の議運に条例案を提出。12月1日の定例会終了後に特別委員会を開催。パブリックコメントで意見等があれば、その意見等を反映させた上で、12月定例会最終日に、議会基本条例特別委員会委員長から提案する。以上です。

**委員長** はい、ありがとうございます。経過報告については特にございませんか。よろしいですか。それでは協議事項のほうに移らせていただきたいと思います。

### 塩尻市議会推進組織について

**委員長** (1)塩尻市議会の推進組織についてを先に進めたいと思いますので。条例案にございますけれど、推進組織の具体的な部分について、事務局と、あと行政係、また正副委員長、議長等を含めまして案をつくりましたので、事務局より説明させていただきます。じゃあ次長、お願いします。

**事務局次長** それでは資料No. 2を見ていただきたいと思います。きょう初めてお示しするものでありますけれども、推進組織とはどういうものかということがいろいろ御意見ありまして、その設置要領を作成していきたいということであります。それで内容でございますけれども、設置について第1条で、基本条例の中で19条の規定に基づいて、この要領を設置していくんだということであります。

それで所掌事項ということで、第2条に書いてありますけども、まず(1)として政策提案能力の向上に関すること。(2)として議員研修の充実に関すること。(3)として情報公開の推進に関すること。(4)として議会報告会に関すること。(5)としてその他条例の目的を達成するために必要と認めることということでありまして、議会基本条例の中の主だった推進事項をそこに考えて、5つの方向として考えてございます。

第3条の委員ということでありまして、推進委員の委員につきましては、議長及び副議長並びに議長が指名する者をもって組織するという、その議長が指名する者というのはですね、考えは議会運営委員会の人数と言いますか、選出母体と言いますが、その同じ人数を委員として選んでいくということでもって、全部で10名の予定をしております。それで、ここのところにですね、そういうことでもってなぜ書かないかということであります

けども、先例事項でもって会派の人数から何名ということであつたわれているものですから、先例事項を要領の中へ入れていくということはありませんということでもありますので、一応基本的には議会運営委員会の人数と同じ人数を、ここでもって議長が指名をして組織していったということでもって3条のところになっております。

4条のところですが、委員長及び副委員長ということで、委員長と副委員長を置くということでありまして、2項のところでは委員会において互選をするということにしてございます。あと、3、4、5につきましては通常の条例等においてあるとおりのことでもありますので省略させていただきます。

会議のところでもありますけども、推進組織の会議は委員長が招集して、委員長が議長となるということで、議長が進行を行っていくということでもあります。2項、3項については委員会条例と同じでございます。4のところでもありますけども、この会議の中に委員長が必要と認めるときは、推進委員以外の者を推進組織の会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができるということでもって、専門者の意見を聞くとか、そういうこともできるようなこととしてございます。

あと第6条で専門部会ということの設置をうたってございますけども、推進組織に専門的な事項を検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができるということでもって、その専門部会で検討した内容を推進委員会で協議して決定をしていくという形もできるようにしてございます。専門部会に属する推進委員は、委員長が指名をするということでありまして、あと補則として第7条のところでもありますけども、ここに定めるほかに必要なことについては、推進組織が別に定めていくということとなっております。

附則として、この要領は平成23年1月1日から施行するというので、この要領はですね、一応内規ということでもありますので、次に、資料のほうにありますけども、資料の4-2のところ、あと条例の関係で出てきますけども、こちらの報告会の実施要綱については、告示行為が行われる実施要綱ということでもありますので、この要領と要綱、ちょっと字が違って来んですけども、この推進組織については内規ということでもって考えておりますのでお願いをしたいと思います。

**委員長** 以上、説明を受けましたが、御質問等あれば。

**小野光明委員** 3条の推進委員の委員。議運と構成メンバー、人数は同じということですけど、これは議長が推薦するというので、議運と同じということは、各会派から出すということになるんですか。

**事務局次長** そのとおりでございます。

**委員長** よろしいですか。

**小野光明委員** はい。

**鈴木明子委員** この一番上の塩尻市議会推進組織、これ、このままで。

**委員長** 名称ですね。

**鈴木明子委員** 名称。

**事務局次長** 条例の中に推進組織ということでもって、言葉がうたつてあるものですから、その設置する要領ということでそういうふうな名前にしてあります。

**委員長** 変えたほうがいいですか。入れたほうがいいですね。どうもね。

**鈴木明子委員** なんか。本当、ちょっとこれじゃあ変じゃない。

**丸山寿子委員** 何の推進組織かね。言葉が。

**事務局次長** すみません。議会基本条例推進組織、そういうような意味ですね。はい、わかりました。きょうにでも御協議いただければ。

**委員長** よろしいですか、鈴木委員。今、御提案というか、ありましたとおり、塩尻市議会基本条例推進組織設置要領という形でよろしくお願いたします。ほかに、この要領について何かございますか。

**小野光明委員** もう1点。この5条の4番。議運と同じというと、オブザーバーというような形の人も出てくるとは思うんですけど、それはこの5条の4に規定しているということではないんですか。

**事務局次長** そのようにオブザーバーの方もここでもって出席させていただくということでもってよろしいかと思ます。

**委員長** という解釈ですけど、小野委員、いかがでしょうか。

**小野光明委員** はい、いいです。

**古厩圭吾委員** これは案ということなんだけども、これを決定するというのは、どこの場所でどういう形という部分で、議員の中から、このことについてもう少し皆さんが納得できてというような形を踏むべきじゃないかと。ついては、そういう機会を設ける必要があるんじゃないかという話もあるんだけど、その辺についてはどういう考え方をしている。

**委員長** そのことというのは、

**古厩圭吾委員** この基本条例設置について、こういう要領をつくるわけだね。ただし、この段階は今初めてここに出てきたわけだ。今後ね、議員の皆さんがこのことについて納得感をもってもらうためには、一遍はその皆さんにこういう方向を考えてるよ。なり、これがここの委員会の方向だよという部分をお示しをして、ある種の納得をしてもらうような道を一回たどったほうがいいんじゃないかという意味です。

**委員長** そういう御意見ですが。

**副委員長** これを決めるだとか、変えるだとか、手続きも説明してください。

**事務局次長** 今回はですね、この要領を決めていただくのはここで、この特別委員会で決めていただければよろしいかと思ます。あと特別委員会が多解散した後ですね、その後につきましては、推進組織でもってもんでいただいて議会運営。その推進組織がですね、今のところ特別委員会みたいなそういう委員会組織にすることではないものですから、議会運営委員会のほうでもって検討していくようになるんじゃないかなと思っておりますけれども、その推進組織をそういう特別委員会ということでもって格上げをしてやるということになれば、そこでもって決定ができるのではないかと。

**塩原政治委員** これからどういう形にもっていくのか、要するに全員に周知するにはどうするか。

**事務局次長** 決めるのでいいですね。

**委員長** 決めるというか、これを理解を深めるには。

**事務局次長** 理解を深めるんですね。わかりました。この後の段取りのことはですね、それはですね、できたら後に、その議会運営委員会の中の御意見も出てきているものですから、それとあわせてちょっと御協議いただければと思っております。同じような意見が出ておりますので。

**委員長** 古厩議員からこういった御意見ございましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

**中野長勲委員** この推進組織というのは、つくるといふことについてはある程度了解を得ているわけだね。こ

こでもう決めればよいということ、今までの段階では。

**委員長** それは事務局、ちょっと先にじゃあ説明をお願いします。

**事務局次長** 基本条例に付随する組織ですので、こでもって決めていただいてよろしいかと思っております。あくまで基本条例の中にこれもそういうのもって決めていくということになってるものですから、その組織はこで決めていただければよろしいかと。

**委員長** 私もそういう解釈であります。条例に記載されている組織ですので、所管事項に当たるということでよろしいかと思えます。それも、よろしいですか。今、古厩委員から、理解をより深めるための時間が必要、もしくは方法という部分だったと思うんですが。議長、何か。

**塩原政治委員** ないってというか、これはやっぱしね、古厩委員が言ったのは普通のことじゃないですか。これができるからといっても、この委員会で議論もしてないものをいきなりこで決めなさいと言っても無理はあるんじゃない。だからそういう意味では要領案ではなくて、案なら案でそのままいいんじゃない。その案として決めておけば、こっちの基本条例をね、それで決めていただくということになれば、この案をどうやって制約してもらうか、そういう話をさせていただく。そうすれば時間は設けられるんじゃないの、これを皆さんに聞いてもらえる。

**委員長** ちょっと、この内容についてはいいですかね、まず。皆様、一応この線で当委員会としては考えていくと。推進組織というものの要領については、ということでもよろしいでしょうか。あとその議会の部分ですね、古厩委員がおっしゃった部分。ちょっとそれは次の議運の意見と一緒に踏まえながら話を進めたいと思いますが、古厩委員、よろしいでしょうか。

**古厩圭吾委員** いいです。

**委員長** わかりました。では要領についてはこちらの方向でという形で進めさせていただきたいと思えます。あくまでも内規ですので。これ、当委員会で決定でいいんですかね、一応。はい、わかりました。

### 塩尻市議会基本条例パブリックコメント等意見集約について

**委員長** それでは続きまして、資料3で、協議事項の2ですね。塩尻市議会基本条例パブリックコメント等意見集約についてに移りたいと思えますので、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局次長** それでは、資料3を見ていただきたいと思います。まずパブリックコメントの関係でございますけれども、実施期間は今年度10月27日から11月26日までの1カ月間、市のホームページだとか、事務局等で閲覧を行ったということで実施しておりますけれども、それに伴います御意見がございませんでした。

それからあと2として、各議員さんからの意見集約ということでありまして、11月の4日木曜日から11月26日まで、約3週間くらいですか、やったわけです。それでこれにつきましては、全議員さんへ条例案、これは逐条解説を含んだ条例案ですけども、お配りして、それとあと意見提出用紙も配付して、御意見があったら11月26日までをお願いしますということやってきたわけですけども、それに対する御意見もございませんでした。

それとあと議会運営委員会の意見でございますけれども、11月24日の議会運営委員会に、この基本条例の提出をしたいということでもって諮った中で、次のような御意見が出ておりますので、お願いしたいと思

ます。それで御意見はさまざまな御意見が出てきたものですから、一応なるべく御意見のとおり文章にさせていただきますけれども、項目として条例制定に関することと、あと制定前の規則等の整備についてと、この特別委員会の組織についてということで、3つに分けて整理させていただきます。

まず条例制定についての御意見が出てきておりますので、御説明したいと思いますけれども、なから4つか5つくらいの御意見に分かれているかと思えます。まず一番上の白丸のところですけども、まず施行の関係ですけども、本年度中にやるのかということでありまして、平成23年1月1日ということでもってなっておりますけれども、これは年度の途中からやるのはおかしいのではないかとということでもって、来年の新年度の4月1日からでも遅くはないんじゃないかというような御意見。

それから2つ目として、特別委員会の中で、全会一致でなくて、賛成多数で成立すると決めてあるかということで、これにつきましては条例の制定については全員一致でなくても良いのかということだと思います。

それとその次の丸ですけども、基本条例でありますので、全会一致で可決成立すべきものだと思うということでもって、議員全体会議を開いてもう一度検討する必要があるのではないかと御意見であります。

それから1つ飛んでいただきまして、全員協議会の時にですね、いろいろな御意見が出てきたわけですけども、それについて全然変わってないということでもって、それに対する、どうして変わらなかったかというような意見を聞く機会もあっていいのではないかと御意見がありました。

それから1つ飛んでいただきまして、今までのその条例の制定の時にですね、一から制定したのではないかと思っておりますけれども、特別委員会、議員の定数条例等の見直し等のことだと思いますが、特別委員会から条例制定の提案をしたことはあったかと。本来でいけば議会運営委員会で、委員長の提案でないかというようなお話だったんですけども、これは平成18年の自治法改正がありまして、自治法の109条の2の5項で特別委員会も条例の提案ができるということになっております。それとあわせて市議会の会議規則の中の14条の2項にも委員会からの提案ということになっておりますので、これは特別委員会からの提案もできるのではないかと御意見があります。

あと、同じような御意見がありますので少し省かしていただきまして、2ページ目の制定前の一番上のところです。一番最後の、今のその条例の関係の一番最後なんですけれども、いろいろ御意見が出てきたものですから、これをもう一度特別委員会に協議していただくということでもってよろしいかというようなことでもって、一応議長のほうからもそのような発言がありました。

それからイとして、制定前の規則等の整備についてですけども、これにつきましては私のほうの説明で、運営委員会のほうへ規則等は全部は出してございませんでした。通常、市の場合も、規則等については提出等がないものですから、条例でもってこういう条例を出したいというような御意見で、あと説明の中では22日までにこういうのを整備をしていきたいということでもって御説明した中で御意見でありますけれども、一番上のところですけども、規則も全部つくってから施行するならわかると。規則も何もつぐらなで、途中でできた順にやってくのはおかしいではないかというようなことでもありますけれども、そのような説明をさせていただいてます。

それから、なぜそんなに急がなきゃいけないのかと。全部できてから提案したらどうかというようなお話がありました。これにつきましては推進組織の関係の要綱等ができてなかったものですから、それについてのお話が

と思います。

3ページ目の一番上のところですけども、これをつくること自体が反対だったというような御意見もありました。

1つ飛んでいただきまして、規則を後でつくって出されても、議員全員で議論して本当に進めるかどうかということで、慌てて後の規則が間に合わないというようなことでは、そんな次元では進めるべきではないということで、先ほども古厩議員さんもちょっとお話あったんですけども、規則まで議員全員でもって認識しなければいけないじゃないかというような御意見であります。

あと、下から2つ目ですね。次回の議運までにある程度その推進委員会の名簿なりが、特別委員会から出てこなければおかしいんじゃないかというようなお話だったんですけども、これにつきましては条例が制定されない前にその推進組織の名前を出すということも、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなと思っておりますけども、そのような御意見も出てきております。

ウのところですけど、特別委員会の組織についてであります。一番上で、特別委員会の廃止についてはどんなふうに予定しているのかというようなお話でありました。特別委員会の設置をする時の議会運営委員会の中で御協議いただいた中では、議会基本条例制定特別委員会という、制定という言葉がなくてはならないじゃないかというような御意見があった中で、制定だけが目的ではないと。ほかのことも含めて議会基本条例の推進等も含めまして行っていかなければいけないということで、その制定というものをとったという経過があるものですから、その特別委員会で推進組織等のことも協議してやっていったほうが良いのではないかと、というようなことでもってお話ししてございます。その中ではですね、先ほど言いましたが、特別委員会で検討したものを、議会運営委員会でもって協議しなければおかしいんじゃないかというようなお話もありました。推進組織についても、このような形でやった中で、議会運営委員会の中でもって検討をしていただくようなことも、今のところはないというようなお話もさせていただきました。

あとは、同じような意見と言いますか、いろいろ御意見ありますけれども、時間の関係で省略させていただきますのでお願いしたいと思います。以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。多岐にわたる御意見を議会運営委員会の中でいただいたようですが、検討事項、きょう、いろいろこういう話が出てきたんですが、先にア、イ、ウで事務局でくくっていただいた中で、イとウについては大分もう具体的に整備ができてきております。きょうの推進組織の要領にして、事務局、これ以上何か規則上の整備というのは、必要なことはないということによろしいですか、次長。

**事務局次長** はい。それで済みません、もうちょっと説明させてください。あとは資料的にですね、先ほども言いましたように、済みません。いいです。ごめんなさい。この中での今の意見では、ないです。

**委員長** ない。

**事務局次長** あとは、条例の中で、ちょっとほかのいろいろまだ今までつくっている中で一部不足してる部分もあるものですから、つけ足しはしてございます。そこはどうしましょう。

**委員長** 原則としては、ないということで、よろしいですか。ということで、イについては、規則制定については、きょうお出しした資料でほぼ条例に関する規則等の整備はできたという解釈でよろしいかと思います。

それから、ウの特別委員会の組織については先ほど御説明したとおり、こういう要領というものをつくって、

さらに具体的な細かい部分というのはまた詰めなければいけない部分はあるかもしれませんが、大枠の部分はきょう御了承いただいたような形でいいのかなと思います。

ちょっと、アについて少しね、御検討いただきたいと思うんですが、今、事務局からちょっと説明いただきましたが、御質問等あれば。

**小野光明委員** ちょっといいですかね。議運の関係で、12月定例会の提案ということで、この時に、今ごらんいただいたような意見は出たんですが、これだけやはり意見が出たので、12月の提案については了承していないので、そこは御理解ください。いずれにしても、もう一度この手続きから言うと、議運に諮るような形になると思うので、これだけいろいろ出て、説明をですね、していただかないと、多分その理解を得られないんじゃないかと思いますので。委員も、正副議長は別にして、ほとんど、違うかな。ここの委員で議運の委員を兼ねている人はいないと思うので、その辺をしっかりと丁寧にやっておかないと、この後どうするかということになると思うんですが、大分温度差を私感じて、議運の時もですね、こんなに意見が出るなんて思ってもいませんでした。その前に開いた全協の中で何も出なかったのも、特に要望がないのかなと思っていたら、これだけ出てびっくりしたというのが実感ですので、それを踏まえて今後の提案等のことは議論してもらえればいいと思います。そんな感じです。

**委員長** ほかに御意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** 今のでちょっと事務局、説明をお願いしたいと思いますが、今、特別委員会が。

**小野光明委員** だから議運の中では、12月提案についてはこれだけ異論が出たので、了承してない、ということ。これだけ異論が出た以上、

**委員長** いや、ちょっと。了承してないというのを、議決したわけじゃないですよ、議運では。もう1点いいですか。なぜ特別委員会をつくったという部分と、議運が委員会として了承してないという言い切りの部分の根拠は、委員長として、ですか。

**小野光明委員** 根拠というか、結局それだけ温度差があるということです。温度差があるので、説明すべきをしておかないと、これからの議決の方法を含めて、賛成多数でいくのかね、全会一致でいくのかという考え方が分かれますけど、そのくらい私は温度差があるなということを感じたので、丁寧に説明するところはしておかないと、難しいのかなということを感じました。

**委員長** まずじゃあ先、議長のほうから。

**塩原政治委員** 一つお伺いしたいんですけど、温度差があるということはどういうことなのかちょっとお聞きしたい。というのは、委員の皆さんは会派を代表して来てもらってるんですね、ここに。そうすると、ここでやった会議は、当然会派へ持ち帰って相談してもらわなきゃいけない。相談した結果どうだったというなら話はわかります。でもそれがなくして、結局物事のそういうあれが取れてないというのは、会派自体がもう機能していないという考え方なんです、そういうことになるわけ。

**小野光明委員** だから私は議運の話から見ると、それが十分伝わってないからこれだけ温度差ができて、ここに出てるね、意見となってまとまったんじゃないかというのが率直な感想ですよ。

**塩原政治委員** それは基本的にはあれでしょ。会派と、ここに出ている委員の皆さんとの意思疎通がないとい



うことですね。

**小野光明委員** そうですね。そういうことに。そうなってしまいますね。

**委員長** 1点。小野委員に御質問したいのは、委員長として今発言なさっているのか。議運の委員長として議運が了承していないと言い切ってこの委員会でおっしゃるのか、それとも委員として雰囲気として了承していないよとおっしゃるのか、ちょっと全然違うと思うので。委員長としての立場でおっしゃると、また全然。

**小野光明委員** だから委員長としては、その、踏み込めなかったので、了承はしてないです。了承してないです、はっきり言って。了承してないです。了承できなかったんです。

**副委員長** この内容については議運に報告しただけで、了承してくれとか何とか、そういうたぐいのものではないと思うんですね。この条例案のことについては、特別委員会に付託されてることですから、特別委員会で報告されたことをただ報告しただけですので、そこでいい悪いって話ではないと思うんですよ。こういう意見が出るというのはわかりますけれども。

**丸山寿子委員** あとそのことでいいですか。

**委員長** 先、今小野委員に聞いてから、じゃあ丸山委員。今の話ですけど、小野委員、何か。

**丸山寿子委員** 了承ということについて。

**委員長** ちょっと待って。

**塩原政治委員** その前にね、いきなり今4へ飛んじやってるから。4に。

**小野光明委員** まあいいんじゃないですか。

**委員長** 一応、議運の。

**塩原政治委員** この基本条例は、この委員会として了承はしてもらおうかどうか、まず決めていただいて、それで次の4番に入っていただきたい。

**委員長** 了解していただくかどうか。

**塩原政治委員** 最終決定をしてもらおうことについて、この案はこの委員会としてどうするかということで。それを決めてもらってから、じゃあ提案をどうするかしないかへの話へもってってもらわないと、全部一度にやってくと、あっちこっち飛んでいったり。

**委員長** そうですね。議長からそういうアドバイスをいただきましたので、そしたら一応議運の報告はこういうことであったということ、報告を受けて、今の。よろしいですか。ではそれで次へ進みたいと思いますが、一応この内容について質問等はよろしいですか、皆さん。議運の内容等はこういう形で事務局でまとめていただきましたとおりです。

**中野長勲委員** これ14回もやってきてね、特別委員会で。こんなことになるとは、おれ思わなかったけど、何の特別委員会だと思っているわけ。ショックだけさ。

**丸山寿子委員** ただその辺について、設置について、特別委員会設置した。いいですか。話します。検討委員会から特別委員会にしようってなったことは、議運でやっぱり、いくら委員会がやっても、ひるがえってしまうこともあるので、特別委員会を設置することによってきちんと議論して、各会派にも意見は十分聞いて、それで責任をもって進めるということで特別委員会を設置したというふうに、私は認識しています。なので、議運でこういう意見が出たかというのは、参考にして、みんなに理解してもらおうように、どういうふうに努力するかとか

いうことの参考にはするんだけど、特別委員会はそういうことでつくったというふうに、前の委員会の委員長として私はそのように思ってますのでお願いします。

**委員長** ありがとうございます。では当委員会としては、議運のことについては一応報告を受け、質疑をして、検討をしていただきたいというものでしたので、それも含めて（４）のほうへ移って、そこで含めて。

**塩原政治委員** 今はこの案を最終決定していただくかどうか、まず。

#### 塩尻市議会基本条例（案）について（最終決定）

**委員長** では、次へ進みたいと思います。少々議事が乱れまして申しわけございません。資料の３と４を一緒によろしいですかね。

**塩原政治委員** いや別だね。

**委員長** そうしましたらじゃあ、資料の３について、資料３じゃない。４ですね、（４）の３の（３）で、済みません。協議事項の３の（３）で、資料が４です。済みません。

**古厩圭吾委員** 資料３の（４）はないから、もう。

**委員長** ４ - １ですね。４が２つある。４ - １でいいですね。

**事務局次長** それでは、塩尻市議会条例（案）についての最終決定ということでもってお願いをしたいと思っております。まず、資料の４でありますけれども、これにつきましてまず、議会基本条例を４ - １で資料として示してありますけれども、お願いをしたいと思っております。この条例につきましては、パブリックコメント等もございましたので、前回、御協議いただいた内容をそっくりここに最終決定案として提出させていただいてありますので、お願いをしたいと思っております。

それから、資料４のほうの１の（２）のところになりますけれども、これに伴います要綱だとか要領、申し合わせ事項等について確認をさせていただきたいと思っております。まず、議会報告会の実施要綱でありますけれども、その資料は４ - ２になっております。４ - ２につきましては、行政系のほうへですね、要綱として再度確認をしていただきまして、文言については修正等がかけられますけれども、内容については前回と同じような内容でもって４ - ２として整備をしていただきました。

それからあと、この条例の中に入ってきておりますもので、先ほど御協議いただきました推進組織の設置要領につきましては、先ほど御協議いただいたような内容。それからあと、ウとして、塩尻市議会の文書質問の申し合わせ事項、これが資料No. ４ - ３、４ - ２の裏面になってますが、４ - ３としてございます。これにつきましても、一応行政系のほうに見ていただきまして、内容については前回と同じでありますけれども、文言については多少変更がございます。一つ、行政系のほうの言われたのは、趣旨の３のところでありますけれども、議員は、文書質問を行う場合に、文書質問票（別記様式）に記載し、議長の承認を得なければならない。ということでもってありまして、その文書質問票をですね、次に１枚つけてありますけれども、この文書質問票の書式を今回新しくつくってございます。これと申し合わせ事項セットでもって、申し合わせ事項の一式になるということで見ただけならばと思いますけれども、この文書質問票によって上の議長の承認を受けて、文書質問をする方は、これを市長のほうへ提出をしていきたいということで、今回これだけつけ加えさせていただきましたので、お願いしたいと思います。

これをもって、先ほど委員長からもお話がありましたけれども、議会基本条例に伴います要綱、要領、申し合わせ事項等の整理がついたのではないかとということでありますので、この基本条例とあわせて最終確認をお願いしたいと思います。以上でございます。で、先ほども御意見いろいろ出てきていますので、提出するとすればこの条例案が提出されるということでもってお願いをしたいと思います。

**委員長** ありがとうございます。確認になりますが、内容については特に、よろしいですかね。文書質問の形式が出てきたところ以外については、前回の委員会の時と同様でございますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

#### 塩尻市議会基本条例議案提案について

**委員長** そういたしましたら、(4)のほうに移らせていただいて、塩尻市議会基本条例の提案についてといたところでございます。資料の4の説明について、簡潔にお願いしたいと思います。

**事務局次長** それでは、資料4の2のところへお願いしたいと思います。前回の、最初の経過報告等の中にもありましたけれども、この基本条例の提案につきましては、12月定例会の最終日、12月22日になりますけれども、この時に、提出者が。

**委員長** 済みません、資料の4のほうですか。

**事務局次長** 資料の4の2です。4番の2です。4の中の2という番号のところをお願いします。

**委員長** はい、わかりました。お願いします。

**事務局次長** 先ほどのお話のように、最終日に提案したいということで、提出者が塩尻市議会基本条例特別委員会の委員長名でもって提案をしていったらどうかということでありますので、お願いをしたいと思います。以上です。

**委員長** ありがとうございます。本委員会のスケジュール等の、一応、了承等で、12月の定例会に提出し制定するということについては、再三、委員会で確認はしてまいりました。また、きょう、途中退席の丸山委員からも、そのように、これまでの委員会の経過のとおり制定については12月中ということで進めていただきたいという御意見をいただいております。改めて議題にのせるかどうかも含めまして、先ほど古厩委員からも、理解を深めるという時間も必要ではないかといった意見がございましたが、いかがでしょうか。

**古厩圭吾委員** 基本的にはね、少なくとも23人の議員がある種の納得感をもって臨むべきものだと思うよね。それで、細部にそれは異論があるにしても、トータルしてみた時には、これはこれでいいだろうという、少なくとも提出するのも決めて、それをやるのも自分らだもんでね。それを例えば、委員会が、言うならば決められたことに納得していない部分があるよ、みたいな話はそれぞれの人の中にはあり得ると思うよね。しかし、一回はそういうことも聞いていくような形で、これで臨みますよという話は一回、おれは、やっておいたほうがいいと思うよ。そうじゃないと、結果的に見りゃ、おれはそんな細部まで納得してないわ、みたいな話も出た時にどうするだい。えらいね、この間じゃないが、1対12みたいな決は、決して自分らのことを決める時にかなばしいことじゃないもので、少なくともそういう面での納得感をもってなきゃいけないじゃないだ。おれは、そのほうが後やっていくにも、やりいいと思うし。そういうことも踏まえて、できることならば、そういう機会を一回持てたら、持ったほうがいいんじゃないかと、おれは思う。

**小野光明委員** 私も同じように、先ほど言ったように、議運の中であれだけ出たっていうのは、やはりこれまで会派の説明が足りないとか、いろいろあるんでしょうけど、現実、これだけ温度差があるというのは、やはりほかの条例と違って自分たちのことなので、当然、やはり行ったり戻ったりするというのは当然起きることなので、そこでやはり丁寧に説明していかないと、古厩委員が言ったように納得感をもってやっていかないと、結局、いろいろ今後、改選期を迎えて、せっかく理解した議員、どの程度になるかわかりませんが、やっていこうよ、という声がなく、結局新しい議員が、そんなの、ということになるといけないので、やはりここはちょっと、まあ大変なんでしょうけれど、やるべきことはやって、納得感をもって進むことが、私は大事だと思います。

**鈴木明子委員** 決める時にはね、基本はやっぱり全会一致だと思うんだよね。だから、それに向けてできることはやるということは必要じゃないかなと思います。ただ、中野委員も言われたけれど、本当に議会基本条例を制定して、市民に正面から向かい合うというか、そういう議会でありたいということでやってきていて、議運の中であれだけの意見が出たというのは、私は議運に出ているのでちょっとわからないんですけど、空気はね。ただ、やっぱり会派からこの特別委員会に送り出している委員に対して、いろいろ質問があったのかなというふうに、まずはね、最初、この議運に、出てみたらこんなものが出てきてなんだ、というような立場での意見なのか、会派から送り出している委員にいろいろ問いただしてみたけれどよくわからないので、こういう意見が議運の中で出たのか、ちょっとそこら辺については、それぞれ様子がわかれば聞きたいなと思いますけど。

**小野光明委員** 私のほうから。若干ですね、いわゆるその前に、2週間前ですかね、議運でこの件について2回目ですよ。この議会基本条例の説明をやりましたね。その時には、多分、ほかの議員の皆さんも2回聞いて、理解はある程度していると、で、質疑は全くなかったんですね。なかったんで、私は議運でこの案件が出た時に、まあそれほどいろんな意見は出ないだろうと思っていたら、先ほど説明したように出たので。だから、一番わからないのは、やったタイミングがどうかということもあるでしょうけど、何も質問が出なかったんですね。確か、議長、そうですね。2回目のこの条例の説明会を全協でやりましたよね。やった時に、質問は出なかったんで、その流れで議運もいくだらうと思ったらこういうことになったのでびっくりしたと。全く知らない議員はいないと思うんですよ。2回全協で説明し、見ているので。先ほどの議運の中でやった1月1日の問題であるとか、推進組織の問題とか、当然この条例案の中を見ているわけなので。それがどうとかなんやとかで、いきなりドーンと出たので、私はちょっと面食らった感じがあります。ですので、理解度がやはりちょっと不足しているというか、それだけ何て言いますかね、それぞれが、先ほどわからなければその会派で委員に聞くだらうというふうに、まあうちの会派で二、三は出たんですけども、それほど突っ込んで議論になったということはないです。ですので、ある程度理解しながら進んできていると思ったら、こういうことだったので、大分ちょっとびっくりしたということで、やはり現実、温度差があるのかなというふうに感じました。

**塩原政治委員** 委員長と自分と、ちょっと感じ方が違うのかなというような気がしますけれど、ほぼ自分の知る限りでは、3人ほどの意見で、文章に書くところなんです。だから、皆さんから出たという意見ではない。それをまず第一に頭に入れてもらいたいと思います。それで、今、提案させてもらいたいんですけど、自分は、少なくとも自分も、自分たちの年度内にやるということでやっているものですから、最悪の場合は、3月の場合には、先ほどの、全員一致でなくてもやるつもりではいます。だけど、できるのだったら全員一致のほうがよしい。そして、できたら12月のほうがいだろうと。それは、自分もそう思っています。そこで、きょう

ここで決定するのでなくして、もう一度、22日までにこの委員会を開くということで、全員でもって各会派に戻って会派の皆さんを納得させていただければと、自分は思いますけれど、どうですかね、そんなことで。それで、もう一回開いてもらってと思いますけれど、提案です。

**委員長** 議長から提案をいただいたので、どうですか。先に、やる前に御意見をお話いただいて。

**中原輝明委員** 原点に戻っちゃって申しわけないが、議長から会派の代表であると、全くおれは前からそういうことを言っていたが、常任委員会でもここで決まったものが、本会議でひっくり返ることはいっぱいあるだ。そういう責任というのは、もともとは常任委員会からやりましょ、そこから、やるなら。この委員会が。おれは、責任持つと言やあ持つが。それだで、この出た意見は、白木委員から出ていると思うだ。お互いに話してもね、その時は納得しても、おれはそこで意見があるで言うって、これは個人でしょうがないだ、これは、この辺が微妙なところだ。これで白木から出た意見はわかるだ、しゃべっていることは、これを見りゃわかるが。だで、そういうことをやるなら、おれは本当に会派から来て代表でやる場合責任を持つって、これが通常のことだよ。ところが、そいつは議会でとぼけててな。常任委員会なんてものは、議決したって本会議でひっくり返るわ。これは何だかって、おれは言いたいだ。常任委員会で決まっている。このほうが先だよ、こんなものより。議長、それをしっかりと書いてやりゃいい。おれがいつでも言いたいのはそのだ。常任委員会で決定したものが、本会議でひっくり返るなんてとんでもない話だよ。あんなにばかにされたことはない、委員会が。だで、そういうことを原点に考えてやってほしいというのと、出た意見というのはね、それぞれの意見があるもんで、そこで出てもこれは仕方がないだ。例えば、これで会派に帰って、おれは、おれたちの特別委員会とか基本条例の中ではこういう方向で行くが、って言うって、やあ議運があるで意見はちょっと言うって。だから、思ったことはいいと思う、言っても、どうにも言わなくて、聞くだけだ。だで、それをいかに納得させるかということは、今おれ、これから帰った時にまた話はするがさ。出たってということは、いけないじゃなくて、心配するで出たと思うだよ。そういう中を包含しておれたちがしっかり説明しなきゃいけないが、たまたま委員会で、議運でそういうことがあったもんで、個人であろうと何だろうと思ったことを出したと、こういうことだと思うだ。話をすれば、それはそういうぐあいにならしょうがないせと。そんな話しちゃいけないが、結果はそういうことずら。

それともう1点。これは、議長は採決してやるって言うが、それだけの採決していいか、いけないかというものは決めておかなきゃ。全会一致じゃなくもやるなら、やればいいだ、そんなものは、それが委員会のやり方だもの。そういうわけだ。それだけ、おれの意見を述べておくで。わかるだ、この辺、出た意見なんてものは白木だ。

**小野光明委員** いいですか、一つ提案。議運の先ほどありまして、これはまた事務局から報告した場合に、消化不良というのですかね、やはり本来レギュラーかもしれないけれど、正副委員長に来てもらって説明していただいたほうが納得感があると思うんですね。本来は必要ないと言えないんですけど、先ほどの会派のも必要ですけど、私が議運の委員長という立場からすると、これはまた次の議運の時に話題になる。こうなりました、というよりも、補足でもいいので、いて、説明してもらおうと、発言した人たちは補足があって納得感があるのかなという気がするの、そこはぜひですね、ちょっと大変かもしれないですけど、説明していただけるといいのかなと思います。

**塩原政治委員** それってね、必要だと思うんだけど、基本的には、一たん会派に戻って説明してもらって、ち

よっと基本的にやばいなと思った場合に、行っていただくという。まあ時間も少ないけど、もう。そういう形をとっていったらどうかなと思うんだけど、どうですか。

**委員長** 基本的には、何度となく、議員の皆様には御意見をくださいとペーパーでお配りしているわけですね。

**中野長勲委員** ちょっとおれも言いたい。資料3の2のところね。これはもう既に問われているんだよ。おれもね、何が出てくるかなと思った。パブリックコメントは別としてね、議員からは何か出てくるかなと思ったけど、何も言わなんでさ、大体、議運は卑怯だよ。本当だよ。

**小野光明委員** だから、議運で出て、逆にびっくりしたんです。だから、それは現実だし。

**中野長勲委員** 卑怯だぞ、これは。言葉から言うと、悪いかもしれないが。

**中原輝明委員** 卑怯だって、それは言ってもいいけれど、出るものはしょうないだよ、それは。

**小野光明委員** 出てしまったものは。一つの、それもパブリックコメント。

**中野長勲委員** もう一回言うけれど、この11月4日から11月26日までの間に意見があったら出さないと。そこに出てきた意見が正式な意見だよ。と私は思います。

**小野光明委員** でも、現実、議運で出たので。

**中野長勲委員** それから後だよ、議運は。

**小野光明委員** 一応期間中といえは期間中です。一日前です。

**中原輝明委員** それで、議運で出たのは、出た意見としていいじゃん、聞きゃあ。

**委員長** きょうは、委員会の皆さんにお示しいたしました。議運からは議長が、確かに検討、一応お聞きしてということで、今の。

**塩原政治委員** 今出たのを、ここで話をさせてもらって、それで今、議論をさせていただいているということです。

**委員長** あまり私のほうから解釈を申し上げたら申しわけありませんが、この所管事項は、本基本条例特別委員会で行うということを議会運営委員会で決定していただいて、本委員会がその所管を持っております。議会運営委員会は、議会運営についてのできる範囲でございまして、ただ、出た意見は議長を通じて本委員会で、きょう、話し合いをいたしましたので、それで取り扱いをここで終わりにしたいと思いますが、ただ、それで意見を単にここでそれで、じゃなくて、それを含めて、きょういただいた意見をもう少しお話を聞きながら、先ほどの議長の提案に少し戻らせていただきたいと思います。22日前に時間はございますので、その辺までに、ぜひ皆様、各会派にお戻りになられて再度御説明をいただきたいというのが、委員長の案ですが、できるだけ古厩委員がおっしゃったように理解を深めていただくというのは、とても大切なことだし、それが議会のあるべき姿だと思いますので、いかがでしょうか。

**中野長勲委員** それで、正副委員長は議運に出て説明ができるということを了承でいいわけ、こっちは、正副委員長が何か議運でとお願いしたね。これを引き受けたわけですか。

**委員長** いや、それについては、ここへ正副委員長が来て、21日の、もし委員会を開いた場合にですか。

**中野長勲委員** だから、それは議運の委員長が来いって言われれば、行くだで。

**委員長** ああ、議運の委員長が呼ぶってということですね。議運を開くってということですか。

**小野光明委員** だから、いずれにしても追加議案がありますね。その関係であるので。

**古厩圭吾委員** おれは、その経過を聞くと、言うならね、落ち度がなく進めていると。全くそのとおりだと思うだよ。それで、例えば意見があったら言うべき時に言わないのが悪いじゃんかと言やあ、それまでさ。ただし、世の中はそれで済むならこんな楽なことはないだよ。ところが、やってみりゃね、いろいろもめごとが起きたり、順調に決まらなんだりさ、そういうことになっちゃうから、そういうことをどうやって避けたらいいかなということだって、おれは思っているよ。これはね、どこにも、おれは間違っちゃいないって委員長に言われりゃ、それはおっしゃるとおりさ。それで決まっているとおりだし、法に照らしたらそのとおりだって、そこまではいいだよ。ただし、今までの慣例を承知している人にしてみりゃね、こういうことは議運で昔決めてきたじゃないか、という思いがあるから、ここへ来て急に特別委員会がやるって言われたって納得できないやと。それを説明するのがね、例えば、それなりの立場にいない人が言やあさ、同じことを言ったって信頼感がないわな、本当の話を言うと。おまえ、そんなことどこで調べてきたなんて言われたって困っちゃうんだから。だから、そういうのを含めてね、それなりの納得がいくような説明をする段取りはしたほうが、やはり納得感は増すよ。そうじゃないと、何の落ち度もなく進めてきたで文句言うなと言われるとね、ちょっとムカツとする人は必ずいるよ、この世界には。だから、そこらをせ、ちょっと大儀でもやってせ、説明をして、それで、例えば会派の中で、ただいくら言ったって、そんなもの、どこの何だって問い詰められりゃね、寸前までは言えないことはいっぱいあるよ、本当のことを言うからね。おれもそういうふうに言われたで、って言って受け売りをするっきりしょうないわけだ。そうすると、聞くほうにしてみりゃね、いまい納得感がないわけだ。だから、そういうことも含めていろいろ問題として出てきたことについては、これはこういうことで、こういうふうに考えてますというようなことを、しっかり言ってもらったほうが、今後も滑らかなじゃないか。だで、手段に間違いがないとかあるじゃなくて、おれは、そういう立場の人はそれぞれの思いをそれぞれに納得をしてもらうような対応をしたほうが、おれはいいと思うがね。

**中原輝明委員** 今の話はそのとおりだが、例えば行って話をして、納得しようがしまいが、きっと納得しないよ、うんうんとそこで言うだけで。それでもいいじゃん。この委員会で、それでは提案するなら提案して、決めるなら、とりゃいい。とりゃいいが、前段の話は、例えばいくらかでも荷を軽くするなら、みんなの御意見を、良くも悪くも説明していくと、そのところへ行って説明してやると。納得するなんて、しない人はしないよ、これは絶対に。そこで、ああそうだ、なんて。そのところは無理だ。いいじゃん、決でやるなら決でやりゃあ。そのかわり説明してきてあるで、責任はとってるわけだ。おれはそれでいいと思う。

**鈴木明子委員** 私も古厩委員のそういう意見というかね、御意見はそういうので、できる配慮はするべきだというふうに思うので。それが聞きたかったのは、議運で正副委員長が行って説明をするのか、会派を回って説明をするのか、そういうところをちょっと聞きたかったんです。

**委員長** 方法のところですね。その前に中野委員。

**中野長勲委員** たまたまね、この委員会に議運の委員長がいて、ああいう発言をしてくれた。多分、議運の委員長も大変だと思っている。だから、その提案の中で正副委員長が行って、議運を開くって言ったらね、それはやっぱり行って説明をするべきだと思うよ。開く開かないはこれからの話だけだね。それか、会派の中を正副委員長でやるか。冗談でおれも正副委員長にお任せだなんてことを言ったけど、やっぱりね、最終的にはそこへ行

くだよね。

**中原輝明委員** そこまで言うなら、もうちょっと話をしなきゃいけないけどさ、この出た内容は大体わかるけれど、それは、ほかの必要のない会派はいいが、多分これは白木委員ってわかるの、これは話の中で、こういう話が出ていたで、おれがこうやって話をするについて。それでも、方向はこうだよということは、おれは言うてあるだ。それだていいじゃん、話は聞きゃあいいんだよ、聞いてやれば、それで結果はどうあるうとも。その人は、どうしても言わなきゃ気が済まないだ、意見を。通る、通らないは別問題さ。おれはそういうものだと思うよ。それだて、来るならおれの会派だな。ほかの会派はあるか。ちょっと事務局に聞けば一番わかるわ。

**小野光明委員** いいですかね。少なくともこれまでパブリックコメントで、会派からも意見で、ここにはちょっとは聞いてますけれど、議運で出たという、これはパブリックコメントの様式はとっていないけども、出たことに対してやっぱり答えてもらうのが、やっぱり最終責任なのかなというふうに思うので、会派はやはり代表で来ているので、まずは委員の人たちが説明してやって。やはり議運のほうは出てしまったので、これだけ。出てしまったことに対して、やはり説明していただいたほうが納得感がある。21日にいずれにしてもありますので、追加議案の関係で。それは、時間的にできれば20日があるので、そこで時間が取れるかどうかは別の話ですけれど、一応パブリックコメント扱いのことについては、説明していただいたほうが納得感もてると思うので、お願いできればと思います。

**委員長** 済みません、先ほど、議運の。こちらが説明に行くという話ですよ。議運の正副がここへ話に来るというんじゃないで、逆のほうにしてくれという話ですか。

**小野光明委員** 議運を開くので、その他の項目の中で今回のこれについて、補足、多分事務局からも説明して、補足でやってもらったほうが納得感が高いのかなと思いますので。

**委員長** いろいろ御意見いただきましたが、もうちょっと。

**鈴木明子委員** 今、大体方向としてはね、議運が開かれて、そこへ正副が行くというような方向かなというふうに思うんですけど、その時のね、議運の委員長さんもここにいらっしゃるので、そこら辺はきちんとしておいていただきたいと思うんだけど、パブリックコメントではないですよ。委員の意見、議員からの意見のものとしても出たわけじゃなくて、議運の中で出た意見に対して対応を委員長としてされて、で、基本条例の委員会の正副を呼んだので、この前回のところで出た意見について説明をしてもらうというような、そういうことで。どこまでもこのことを繰り返してもいけないと思うんですよ。だから、そこは説明を聞いた上で全体をまとめていっていただけるということが、一つはあって、正副を派遣するというか、そういうことでいかないと。

**小野光明委員** そうしていただければ。

**委員長** 出ていってお話を。

**副委員長** 出て、淡々と経過を説明をして、それをどうとらえるかは、個人個人のね。

**古厩圭吾委員** それはいいんじゃない。

**委員長** 御質問があれば、できる範囲でお答えをするということでもいいと。じゃあ、議運についてはそういう形であれば、正副委員長で出向いて丁寧に御理解と御説明をして、より同意を得られるような方向に進めたいということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**小野光明委員** 出た範囲でいいと思いますので。



**事務局次長** 今の議運の関係なんですけれども、一応今、予定は20日の午後1時から予定をしております。ただ、午後1時半からですね、この議運は新しい追加提案のことでやるということで30分あれば十分だろうということで午後1時からやったんですけれど、午後1時半から新春座談会の収録が、議長がそちらのほうに予定されているものですから、今、一応30分。議長不在でよければ、そのまま。

**小野光明委員** それは、出した人じゃないから、大丈夫です。

**事務局次長** いけなければ、日を変更するようにします。

**小野光明委員** 日はそんなにないから、そこで。

**事務局次長** では、今のような状況でありますので、お願いしたいと思います。

**委員長** ちょっと早く召集というわけにはいかないですね。

**小野光明委員** もう出しちゃったので。

**事務局次長** 文書は、まだこれから出るわけですので。

**小野光明委員** 議長はもういないですけど、それはやっていただいたほうが。

**中原輝明委員** それは、おれたち関係ないから。

**委員長** じゃあ、議運に説明に行く話は、一たんここでそういう形にしたいと思いますので。

**中野長勲委員** はい、お願いします。

**委員長** もう一つは、できるだけ理解を得るようにという話ですが、会派で御説明をいただくのと、あと議運の委員以外で、もしそういう御意見があれば、個別に回ってもいいと思いますが。

**小野光明委員** でも、とりあえずはやっぱりね、代表で来てるんで、やっぱり委員の人は責任を持って説明するのは筋だと思うので。

**塩原政治委員** 会派のほうは委員が説明をして。

**委員長** よろしいですかね、そんな形で。

**塩原政治委員** 要請を受けたら、行っていただく。

**中野長勲委員** うちの、会派会、今夜あるでね。この件で審議します。

**中原輝明委員** 意見は意見として聞かないと、これは、議員は特別な人間だでな、勝手なことを言っていた。ここで決めた、自分の意見は述べてもいいだよ。しかし、おれが言っていることは正しい、どうでもじゃなくて、みんなの意見を聞いて、みんなに従うというのが、これは議会運営のルールだ。そういうことで理解してほしいね。

**委員長** そんな形で。じゃあ、議長の提案。先ほどの、委員会、21日ですか。もちろん議長の提案に対して、私はできるだけ12月でお願いしたいし、そういう形で一度委員会では決定してありますので、やりたいと思いますが、そうは言っても、21日にもう一度委員会を開催して、再度、確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。

**中原輝明委員** おれは考えたがいけないって言うかもしれないで、それだけは予告しておくわ。それも自由だでな。

**事務局次長** 日程ですか。

**委員長** 一応21日にもう一度、今いろいろ、議運の件も含めて報告して、最終提案の件についても。

中原輝明委員 21日、何時からやるだ。

委員長 午後1時でしょ、予定だと。

事務局次長 午後1時でしたらよろしいかと思います。午後3時からですね、塩尻・朝日の全協があるものですから、午後3時前には終了すればいいと思うので、2時間ありますから、午後1時からならどうでしょうか。

委員長 この会を21日に開きます。議運は20日ですね。

中原輝明委員 何時だって。

委員長 午後1時です。

鈴木明子委員 21日の午後1時ね。

委員長 はい。

中原輝明委員 これ、通知出さないだ、出す。

事務局次長 あしたから入れておきますので、委員会、ちょっと3日くらいになるかと思いますが、入れておきます。

委員長 もし各会派で御説明、特に和の会さん、資料が必要でしたら事務局に用意させますので、基本条例自体とこの資料を人数分。

中原輝明委員 和の会はいいわ。

委員長 よろしいですかね。もし何かあれば言っていただければ、事務局なり、私なりで対応しますから。

小野光明委員 会派の関係は同じものを。

委員長 よろしくお願ひします。一応、協議事項は以上でよろしいですかね。あと、提案、特別委員会で提案という形の件は、特にいいですか、事務局、このままで、いいですかね、自治法で書いてありますので。議運のほうでこういうのありましたでしょう。慣例的に、古厩委員、議会運営委員会の委員長名で提案していたという経緯があるんですが、自治法上では、特別委員会もできるということは明確にうたっておりますので、議運のほうからそういう質問が出ましたが、事務局からも説明をいただいておりますし、特別委員会として提案をしていきたいということですので、よろしくお願ひいたします。

塩原政治委員 それは、最初に了解をとってこの委員会を開いているからいいんじゃないの。

委員長 一応ありましたので、確認です、ご報告と。よろしいですかね。事務局、何かありますか。

事務局次長 特にないです。

委員長 ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、議長、ごあいさつ、よろしいですか。

中原輝明委員 委員長が閉めりゃいいだ。

委員長 大変、きょう、本会議でお疲れのところありがとうございます。ぜひ、いろいろ皆様に本当にお時間をいただいて、難産の末、何とか良いものが生まれるように、御尽力また御協力いただくとともに、よろしくお願ひしたいと思います。私も精いっぱい頑張りますが、ぜひ皆様の御協力をよろしくお願ひします。

それでは、第14回の基本条例特別委員会を閉じます。ありがとうございました。

午後4時45分 閉会

平成22年12月14日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長      金子 勝寿      印